

お知らせ

2011年8月26日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一

今般、当社では「水中部施工状況調査（護岸その18・護岸その19）」の発注を予定しており、この調査を受注していただく方を一般競争により決定することといたします。

本件の競争に参加希望される方を下記の要領により募集しますのでお知らせします。

記

1. 発注案件の概要

- (1) 業務名 水中部施工状況調査（護岸その18・護岸その19）
- (2) 業務場所 関西国際空港内
- (3) 業務概要 本調査は、「2期空港島護岸築造工事（その18）」及び「2期空港島護岸築造工事（その19）」の水中部について、その施工状況を確認するために調査を実施するものである。

【業務内容】

別添仕様書による

- (4) 履行期間 契約締結後～2012年1月末

2. 採用する発注手続きの名称

一般競争

3. 応募の資格

競争に参加するためには、単体として次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 当社における平成22・23年度取引希望の測量・調査・コンサルタンツ部門に登録されていること。尚、未登録の場合は、応募前までに取引希望申し出関係書類の提出を済ませておくことが必要です。
- (2) 成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 当社から指名回避の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 当社に取引希望を出してない者で、国等機関から指名停止措置を受けている者については、応募前に当社に問い合わせをし、応募の可否を確認すること。
- (5) 入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係等（次の①～③）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一入札への参加は認めないこととします。
 - ①資本関係
 - ・親会社と子会社の関係にある場合
 - ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
 - ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正が阻害されると認められる場合
 - ・①又は②と同視しうる関係が認められる場合
- (6) 自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。
 - ①個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。
 - ②入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ③入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - ④入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - ⑤入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、第1号から第4号に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (7) 競争参加表明者が以下の条件を満たすこと。

海洋における工事に関する水中部の施工状況確認業務、海洋における工事に関する水中部の調査業務又は海洋における潜水作業を伴う工事の実績を1つ以上有すること。
- (8) 配置予定技術者が次の資格、業務実績を有していること。
 - ①資格（いずれかの資格を有すること）
 - 1 級土木施工管理技士
 - 潜水士（厚生労働省免許）（但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者）
 - ②業務実績

前記（7）に示す条件を満たすこと。

4. 応募書類の提出期限

2011年9月16日（金曜日）16時迄（郵送による場合も左記期限に必着）

5. 応募方法

- (1) 応募書類の提出ならびに本件発注に関する窓口

応募用紙は、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しております。

関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ
 TEL 072-455-2127 FAX 072-455-2044
 〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 関西国際空港会社ビル
- (2) 受付時間

2011年8月26日（金曜日）から上記4. に示す日迄の、平日10時～12時及び13時～16時まで行います。

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日はお取り扱いしておりません。
- (3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年 法律第51号）
- (4) 関係法規

日本国内の関係法規・条例

(5) 応募手続きに必要な書類 (①～⑥は添付の指定様式を使用のこと)

当社は、提出された応募書類を本件調達に係る応募者の資格確認の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

- ①競争参加応募書(様式-1)
- ②応募調査票(様式-2-1～2-3)
- ③経営規模等総括表(様式-3)
- ④業務実績および当該業務契約書の写し(様式-4)
- ⑤配置予定者の技術者の資格・業務実績(様式-5)
- ⑥秘密情報に関する誓約書(NDA)(様式-6)

6. 応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社の照会について説明すること。

7. 契約約款及び仕様書の入手方法

本業務に係る契約約款及び仕様書は、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しております。

8. 競争参加招請者の決定方法等

(1) 競争参加招請者決定方法

3. 応募の資格に記載された条件を全て満たした方を競争参加招請者とします。

(2) 通知の時期及び方法

競争参加招請者と認められた方については、2011年9月20日頃に当社から「競争参加招請者通知」等の送付により通知します。

なお、競争に招請されなかった方にも書面にて通知します。

9. 契約相手方の決定方法等

(1) 契約の相手方の決定方法

見積書提出日時・場所において最低価格の見積書を提示した方(最低価格見積者)との間において、契約価格、見積内訳書、その他契約条件について協議し、当社があらかじめ設定した契約制限価格内で合意すれば、契約の相手方とします。

また、最低価格見積者の申込が次に掲げる場合のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、次に低額な見積者との間で同様の協議を行う場合があります。

①見積金額によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。

②契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当と認められる場合。

(2) 見積合わせ

2011年9月下旬頃を予定(当社の都合により変更する場合があります。)

水中部施工状況調査（護岸その18及び19）

に係る応募用紙

関西国際空港株式会社

応募の手引き

件名 水中部施工状況調査（護岸その18・護岸その19）

1. 応募要件等

応募要件及びその他の要件については、「お知らせ」（8月26日付広告）のとおりです。

2. 応募書類の提出期限

2011年9月16日（金） 16時まで

3. 応募の方法

必要書類を作成し、下記窓口に持参又は郵送（提出期日当日必着）により応募して下さい。

（受付窓口）関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ
〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 関西国際空港会社ビル
（TEL：072-455-2127）

4. 応募書類の記載要領等

- (1) 応募手続に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨です。
- (2) 応募書類の作成に当たっては、誤りのないよう記入して下さい。
- (3) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、見積招請の対象といたしませんので、ご承知おき願います。

（応募書類）

- ① 競争参加応募書（様式1）
- ② 応募者調査票（様式2-1～2-3）
- ③ 経営規模等総括表（様式3）
- ④ 業務実績および当該業務契約書の写し（様式4）
- ⑤ 配置予定技術者の資格・業務実績（様式5）
- ⑥ 秘密情報に関する誓約書（NDA）（様式6）

5. 応募書類の取扱い

提出されました応募書類（添付書類を含む）は、返却しませんので、ご承知おき願います。

<様式 1 >

受付番号	
------	--

競 争 参 加 応 募 書

貴社で行われる「水中部施工状況調査（護岸その18・護岸その19）」に係る競争に参加したいので関係書類を添え応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 殿

住 所 :

名 称 :

代 表 者 :

印

様式 2-2 応募者調査表(2)

株 式 の 状 況

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

順位	主要株主名	株主国籍	持株数 (b)	持株比率 (b)／(a)×100(%)	応募者への役職員派遣数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合 計					

発行済株式数 (a)	
------------	--

(記載要領)

比率計算は計算結果の小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入して下さい。

主な関連会社一覧表

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

	関連会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	役員数 (人)	年間売上高 (百万円)	事業内容
1				()		
2				()		
3				()		
4				()		
5				()		
6				()		
7				()		
8				()		
9				()		
10				()		

(記載要領)

1. 原則として、出資比率25%以上の主なものを記入して下さい。ただし、本契約業務に関連する会社は、出資比率に関係なく記入して下さい。
2. () は貴社出身の役員数を再掲して下さい。

経営規模等総括表

商号又は名称								
本社所在地								
売上高	内 訳	直前第2年度分決算より 年 月から 年 月まで		直前第1年度分決算より 年 月より 年 月まで		年間平均売上高		
	合 計							
経営状況	自己資本額	区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	決算後増減額	合 計	
		払込資本金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
		その他						
		合 計						
	常勤職員の数	技術関係職員	事務関係職員		役員数		総役員数	
		人	人		人		人	
	流動比率	$\frac{\text{流動資産()百万円}}{\text{流動負債()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	総資本経常利益率	$\frac{\text{経常利益()百万円}}{\text{総資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	固定比率	$\frac{\text{固定資産額()百万円}}{\text{自己資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
営業年数	創 業	休業又は転(廃)業の期間			現組織への変更	営業年数		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日	年		
記事								

(記入要領)

1. 本表は、最新の決算(直前第1年度分決算)に基づいて記入して下さい。但し「売上高」(直前第2年度分決算)欄は除きます。
2. 「売上高」の欄は、総売上高について記入して下さい。
3. 比率計算は、計算結果の小数第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。
4. 営業年数は、創業から現在までの年数を記入して下さい。(ただし、休業等があればその年数を差し引くこと。)

<様式 5 >

業務実績表

会社名 : _____

業 務 名	
業務場所	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住 所 T E L	
業務の概要	

記載業務を確認できる資料（仕様書、契約書）を別途添付してください。

添付する図面については、文字などが判読出来るサイズ（A4版折り）とします。

<様式 5 >

・ 配置予定技術者の資格

ふりがな ①氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格	
実務経験	

・ 予定主任技術者の業務実績

業 務 名	
業務場所	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住 所 T E L	
業務の概要	

業務を担当したことを証明する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

<様式6>

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「水中部施工状況調査（護岸その18・護岸その19）」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

水中部施工状況調査(護岸その18・護岸その19)

特 記 仕 様 書

平成 23 年 8 月

関西国際空港株式会社
建設事務所

1. 業務概要

本調査は、2期空港島護岸築造工事(その18)及び(その19)の水中部について、その施工状況を確認するために調査を実施するものである。

2. 業務場所

大阪府泉南市泉州空港南地先

3. 履行期間

契約締結の日から平成24年1月31日までとする。

4. 業務内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	参考数量	摘要
潜水調査					
潜水調査(1)		回	1	0.5日調査 1回	
潜水調査(2)		回	9	1.0日調査 9回	
業務完成図書					
業務完成図書作成		式	1		

5. 支給材料及び貸与物件

なし

6. 調査仕様

6-1 総則

本仕様書に定めのない事項については、「水中部施工状況調査の手引き」(国土交通省港湾局平成23年1月)及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(平成23年3月)の定めによるものとする。

6-2 一般事項

- 1) 本調査の実施に先立ち、当社係員と協議のうえ、実施計画書を作成し提出するものとする。
- 2) 調査の実施日は、当社係員から監理技術者へ事前に指示するものとする。
- 3) 当日の調査区域及び調査の具体的な内容については、当社係員が指示するものとする。
- 4) 監理技術者は、潜水土への指示内容の徹底を図り、潜水調査に従事させなければならない。
- 5) 潜水土は社団法人日本潜水土協会の行う「潜水業務特別研修」を終了した者又は、これと同等以上の能力を有するものでなければならない。

6 - 3 調査項目

本調査は、下記の項目を調査するものとする。

工 種	名 称	調 査 内 容
基礎工	被覆石均し	出来形の確認
消波工	消波ブロック据付	出来形の確認

7 . 成果物

7 - 1 成果物

業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については当社係員と協議するものとする。

7 - 2 業務完成図書

調査結果は、報告書としてとりまとめ、2部提出するものとする。

8 . 検 査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

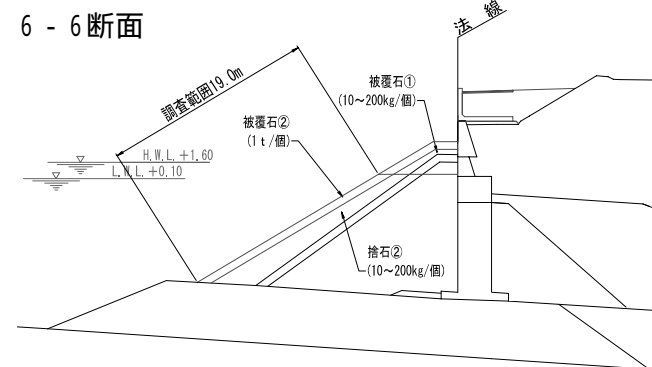
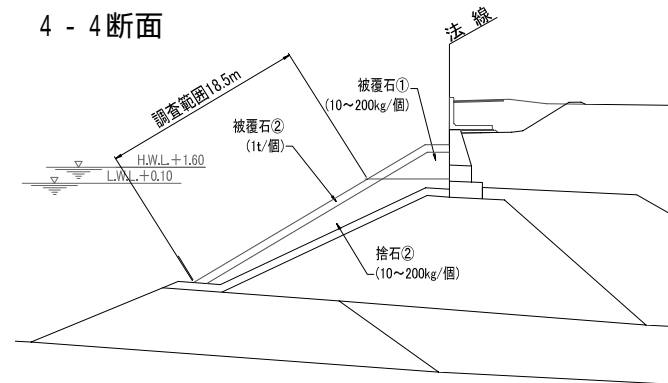
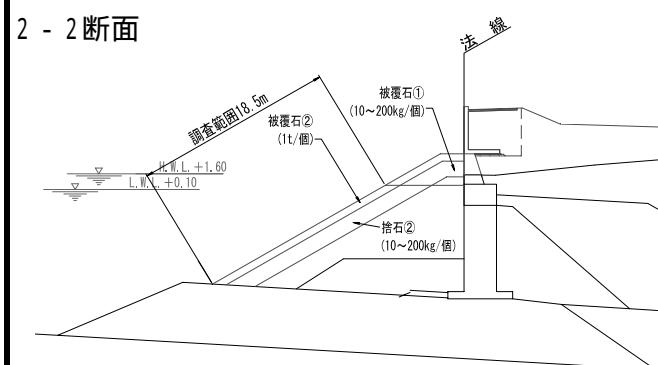
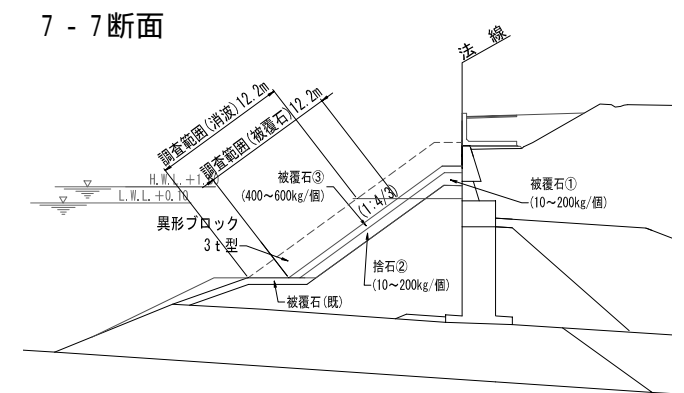
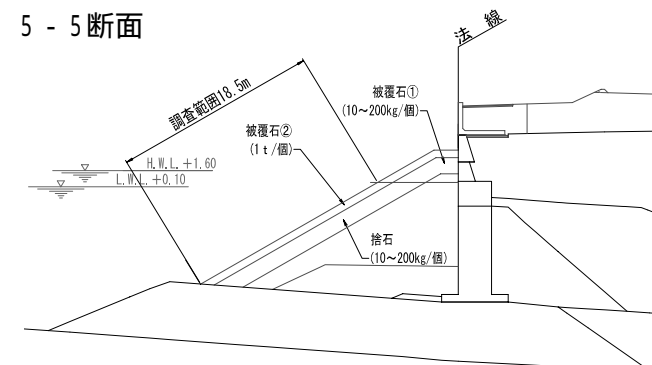
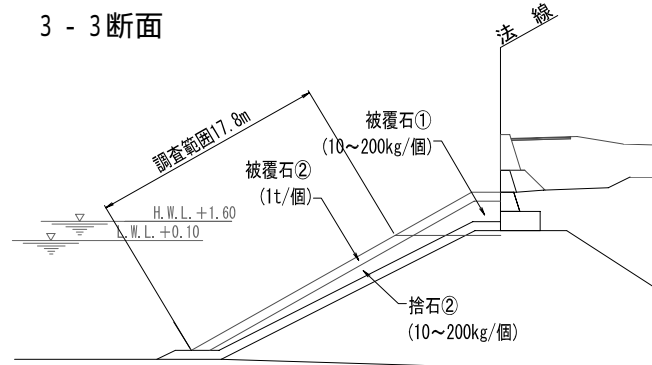
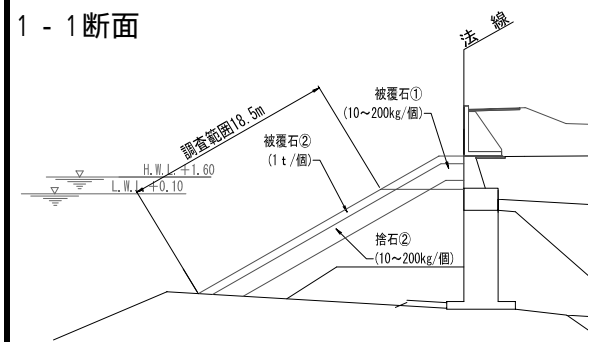
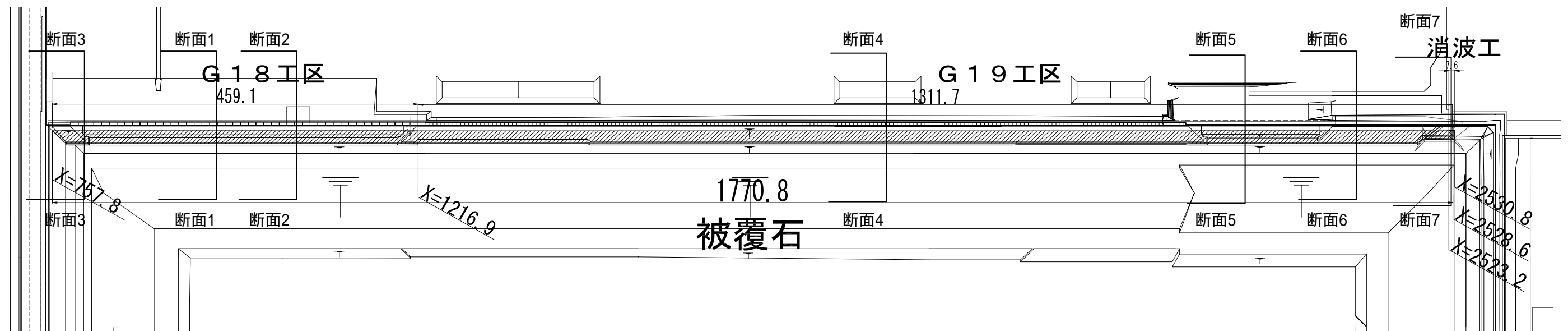
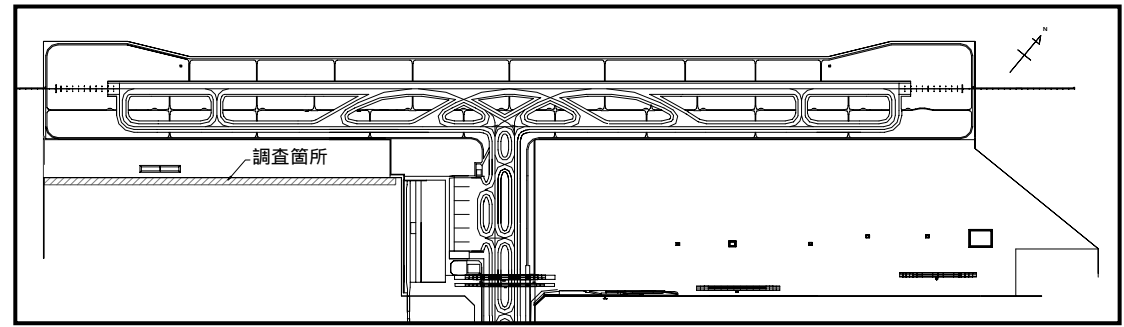
9 . その他

その他疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

調査予定時期(スケジュール)

工区	工種	規格・形状	平成23年			調査日数
			10月	11月	12月	
C7D2護岸 G19工区	基礎工	被覆石均し	●			6.5日
C7護岸 G18工区	基礎工	被覆石均し		●		3.0日
D2護岸	消波工	ブロック据付		●		

調査範囲及び断面図



業 務 委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称
2. 委託業務の場所
3. 履 行 期 間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
4. 委 託 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記の業務について、委託者関西国際空港株式会社（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
発注者 関 西 国 際 空 港 株 式 会 社
氏 名 代表取締役社長 福 島 伸 一

住 所
受注者
氏 名

(受託者の注意義務)

第1条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2. 受注者は、この契約の履行に当たって暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。また、受注者の受任者又は下請負人が暴力団員から妨害又は不当な要求を受けた場合は、届出等を当該受任者又は下請負人に指導しなければならない。

(業務委託)

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき頭書の委託金額で委託業務を完了するものとする。

2. 受注者は、仕様書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託)

第4条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
3. 発注者又は第5条に定める係員は、受注者に対して、受任者又は下請負人につきその名称その他の必要な事項の通知を求めることができる。
4. 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、当該第三者に対して、関係法令を遵守しなければならない。
5. 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、発注者による指名回避の措置を受けている者及び第9条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
6. 受注者が第9条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
7. 前項の規定によりこの契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(係員等)

第5条 発注者は、受注者が実施する業務について担当する職員（以下「係員」という。）

を定めて書面をもって受注者に通知しなければならない。

2. 受注者は、業務を実施するに当たっては、係員と協議のうえ行うものとする。

(主任技術者)

第6条 受注者は、主任技術者を定め書面をもって発注者に通知するものとする。

(委託業務の報告等)

第7条 発注者は、必要と認めたときは、受注者に対して委託業務の実施状況について報告を受け又は説明を求める等の措置をとることができるものとする。

(業務内容の変更)

第8条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除1)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- 一 解約を申し出たとき。
- 二 委託期限又は期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みのないことが明らかなきとき。
- 三 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しくは破産の申し立てをしたとき。
- 四 行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。
- 五 振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。
- 六 解散したとき。
- 七 第4条第6項の規定により発注者からこの契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。
- 八 前各号のほか、この契約に違反し、又はこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として委託金額の10分の1に相当する額を発注者に支払うものとする。ただし、前項第1号の場合において、受注者の責めに帰さない事由によるときは、この限りではない。

3. 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害

額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額（この契約の締結後、委託金額の変更があった場合は、変更後の委託金額とし、単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者及び受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項1号に規定する刑が確定したとき。

2. 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を発注者に支払うものとする。

3. 発注者は、第1項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を委託金額の支払額から控除する措置をとることができる。
4. 発注者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第14条の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、同項に規定する違約金に相当する範囲内において、委託金額の一部の支払を行わないことができる。
 - 一 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。
 - 二 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。
 - 三 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。
 - 四 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。
 - 五 その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。
5. 発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しないものとする。
6. 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
7. 発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(契約の解除2)

- 第9条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。
- 一 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。

- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - 五 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 第4条第4項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとする場合、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であるとして知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
2. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として委託金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
3. 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(委託期限の延長)

第10条 受注者は、やむを得ない事由により、委託期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なく、その事由を明記した書面により委託期間の延長を求めることができるものとし、その延長の期間は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が当事者双方の責めに帰さない事由による場合、又は発注者の責めに帰す事由による場合においては、その損害のため必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期限までに委託業務が完了しない場合においては、発注者は、委託期間満了の日の翌日から起算して委託業務完了の日まで委託金額に対して年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の損害金を受注者から徴収する。発注者がその責めに帰すべき事由により第14条の規定による委託金額を支払期限までに支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を受注者に

支払うものとする。

(検査)

第13条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2. 発注者は、受注者から前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた者（以下「検査員」という。）により検査を行わなければならない。

(委託金額の支払)

第14条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、書面をもって発注者にその支払を請求することができる。

2. 発注者は、第1項の請求を受領したときは、その請求書を受領した日の属する月の翌月の末日までに委託金額を支払わなければならない。

(印紙税)

第15条 印紙税法により課せられる本契約書作成に係る印紙税は、全て受注者が負担するものとする。

(秘密情報の取扱)

第16条 受注者は、委託業務を行うにあたり知り得た発注者の秘密情報及び発注者から提供を受けた個人情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩してはならない。

2. 受注者は、秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負う。

3. 受注者は、委託業務の実施にあたり必要最小限度の役員又は使用人に限り秘密情報を取り扱わせることができる。この場合、受注者は、秘密情報を取り扱う役員又は使用人に対し、必要な教育を実施し、同様の守秘義務を負わせなければならない。

4. 受注者は、秘密情報について、複写又は複製をしてはならない。ただし、発注者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、複写又は複製をすることができる。

5. 受注者は、秘密情報について、委託業務の実施の目的以外に利用してはならない。

6. 受注者は、本契約期間満了時、又は期間満了前であっても、以後秘密情報を保持する必要のなくなったことを発注者と受注者で確認した場合は、ただちに、発注者より提供された文書又は磁気 ディスク等すべての秘密情報媒体物並びに第4項のただし書の定めるところにより作成した複写物、複製物等を発注者に返還又は復元できない方法により廃棄しなければならない。

7. 受注者は、業務の実施にあたり、業務の再委託を行う場合には、再委託先及びその

役員及び使用人に対し、本契約に定める秘密情報の取扱いに係る受注者の義務と同様の守秘義務を負わせなければならない。

8. 発注者は、受注者の同意を得た上で、委託業務に係る受注者の作業場所に立入り、秘密情報の管理状況を検査することができる。また、秘密情報の管理につき発注者から報告を求められたときは、速やかに必要な事項を報告しなければならない。

9. 受注者は、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合、ただちに発注者に報告するとともに、苦情対応等、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を受注者の責任と費用負担において講じるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は、発注者の指示に基づき受注者の責任と費用負担においてこれらに対処するものとする。この場合において、発注者が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は発注者に対して当該損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこれらの限りではない。

(産業財産権)

第17条 受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

2 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で使用することを許諾する。

3 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。

4 受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。

5 発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続きは、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

(協議事項)

第18条 この委託契約について定めのない事項、又はこの契約に定めている事項につい

て疑義を生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。